○奈良県警察職員の勤務に関する訓令

（平成４年７月31日本部訓令第23号）

［沿革］　平成４年９月本部訓令第25号、５年３月第６号、６年３月第５号、第８号、７年２月第４号、４月第12号、12月第32号、９年８月第12号、10年３月第７号、11月第17号、12月第21号、11年９月第18号、12年12月第25号、13年３月第３号、５月第８号、19年５月第16号、20年３月第20号、21年11月第10号、22年３月第10号、23年２月第３号、４月第10号、28年２月第４号、29年３月第６号、30年３月第３号、31年３月第10号、第11号、令和元年９月第23号、２年３月第４号、３年３月第９号、４年３月第６号、５年３月第６号改正

（趣旨）

第１条　この訓令は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年３月奈良県条例第29号。以下「勤務時間条例」という。）、奈良県の休日を定める条例（平成元年３月奈良県条例第32号。以下「休日条例」という。）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年３月奈良県人事委員会規則第16号。以下「勤務時間規則」という。）の規定に基づき、奈良県警察職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇並びに勤務管理について必要な事項を定めるものとする。

（勤務制、勤務時間及び週休日）

第２条　職員（会計年度任用職員を除く。以下同じ。）の勤務制は、毎日勤務及び交替制勤務とする。

２　職員の勤務時間の割振り及び週休日は、別表のとおりとする。

３　所属長（奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号）第２条第４号に規定する者をいう。以下同じ。）は、公務のため必要があるときは、別に定める勤務制変更手続を行った上で、毎日勤務を行う職員に交替制勤務を、交替制勤務を行う職員に毎日勤務を命ずることができる。

４　所属長は、公務のため必要があるときは、第２項に規定する勤務時間の割振り及び第４条に規定する休憩時間を変更することができる。

（勤務計画）

第３条　所属長は、職員の翌月分の勤務時間及び週休日の割振りを別に定める基準に基づき、別に定めのあるものを除き、月間の勤務計画を毎月25日までに指定し、職員に通知しなければならない。

（休憩時間）

第４条　職員の休憩時間は、１日の勤務時間が次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める時間とする。

⑴　６時間を超える場合　１時間

⑵　７時間45分を超える場合　１時間以上で所属長が定める時間

（休日）

第５条　職員は、休日条例第１条第１項第２号及び第３号に掲げる休日（以下「休日」という。）においては、特に勤務を命ぜられない限り、正規の勤務時間（勤務時間条例第９条第１項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）においても、勤務することを要しない。

２　前項の規定にかかわらず、別に指定する職員（次条第２項において「指定職員」という。）にあっては、別段の命令がある場合を除いては、正規の勤務時間には休日であっても勤務しなければならない。

（休日の代休日の指定）

第６条　休日において、割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命ずる必要がある場合の当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）の指定は、勤務時間条例第11条第１項及び勤務時間規則第10条に定めるところによる。

２　所属長は、職員（指定職員を除く。）に代休日を指定する場合は、代休日指定簿（別記様式第１号）により行うものとする。

（週休日の振替え及び４時間の勤務時間の割振り変更）

第７条　週休日において、特に勤務することを命ずる必要がある場合の週休日の振替え（勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）及び４時間の勤務時間の割振り変更（４時間の勤務時間が割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち４時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該４時間の勤務時間を勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）は、勤務時間条例第６条及び勤務時間規則第３条に定めるところによる。

２　前項に規定する週休日の振替え及び４時間の勤務時間の割振り変更を行う者（以下「変更権者」という。）は、次表の左欄に掲げる職員について、それぞれ右欄に掲げる者とする。

職　　員	変　更　権　者
部長	本　部　長
警察学校長	警　務　部　長
首席監察官、参事官、課長、所長又は隊長（監察官、聴聞官、調査官、交通管制官及び参事を含む。）	部　長

警察署長	警　察　署　長
その他の職員	所　　属　　長

３　変更権者は、週休日の振替え及び４時間の勤務時間の割振りの変更を行うときは、振替え及び割振りの変更に関する事項を週休日振替簿（別記様式第２号）により行うものとする。

（超過勤務又は休日勤務の命令）

第８条　所属長は、公務のため必要があるときは、職員に対し、超過勤務又は休日勤務を命ずることができる。

２　前項の勤務を命ずるときは、超過勤務、夜間勤務及び休日勤務命令簿（別記様式第３号）又は呼出勤務命令簿（別記様式第４号）により行うものとする。

（超過勤務代休時間の指定）

第９条　勤務時間条例第９条の２第１項に規定する超過勤務代休時間（以下「超過勤務代休時間」という。）の指定は、勤務時間規則第９条の２に定めるところによる。

２　所属長は、職員に超過勤務代休時間を指定する場合は、超過勤務代休時間指定簿（別記様式第５号）により行うものとする。

（勤務状況の管理）

第10条　所属長は、職員の勤務状況を適正に管理しなければならない。

（勤務管理責任者等の指定）

第11条　前条の勤務状況の管理に係る事務を行わせるため、それぞれの所属に勤務管理責任者及び勤務管理補助者を置き、次の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

(1)　勤務管理責任者　所属の次席（次席の事務を取り扱う管理官を含む。）、副所長、副隊長、副校長又は副署長

(2)　勤務管理補助者　次の区分に応じ、それぞれ次に定める者

ア　警察本部の所属及び警察学校　課長補佐又はこれに相当する者（課長補佐又はこれに相当する者を置かない場合は活動単位の長）

イ　警察署　課長

２　前項に規定する場合のほか、活動単位の部署が２以上の事務室に分かれ、かつ、多人数であるなどのため、１人の勤務管理補助者では毎日の出勤状況等の把握が困難な場合は、事務室ごとに勤務管理補助者を置くことができる。

３　勤務管理責任者及び勤務管理補助者は、職員の出勤状況等を把握し、これを勤務整

理簿（別記様式第６号）により記録するものとする。

（電磁的方法による命令、記録等）

第12条　この訓令の規定による命令、指定等における書面については、別に定めるところにより、当該書面による命令、指定等に代えて電磁的方法をもって行うことができる。この場合においては、当該書面により命令、指定等が行われたものとみなす。

（会計年度任用職員の勤務時間等）

第13条　会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇並びに勤務管理については、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成４年８月１日から施行する。

（奈良県警察職員の自宅待機に関する訓令の一部改正）

２　奈良県警察職員の自宅待機に関する訓令（昭和54年１月奈良県警察本部訓令第２号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（奈良県警察処務規程の一部改正）

３　奈良県警察処務規程の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

４　略

（奈良県警察本部当直規程の一部改正）

５　奈良県警察本部当直規程（昭和42年１月奈良県警察本部訓令第２号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（奈良県警察文書規程の一部改正）

６　奈良県警察文書規程（昭和43年12月奈良県警察本部訓令第22号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（被疑者留置に関する訓令の一部改正）

７　被疑者留置に関する訓令（平成３年11月奈良県警察本部訓令第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（奈良県警察遺失物取扱規程の一部改正）

８　奈良県警察遺失物取扱規程（平成２年１月奈良県警察本部訓令第１号）の一部を次

のように改正する。

〔次のよう略〕

（奈良県警察機動捜査隊の運営に関する訓令の一部改正）

9　奈良県警察機動捜査隊の運営に関する訓令（昭和57年３月奈良県警察本部訓令第４号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（奈良県外勤警察運営に関する訓令の一部改正）

10　奈良県外勤警察運営に関する訓令（平成元年９月奈良県警察本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（奈良県警察無線電話及び無線自動車等運用規程の一部改正）

11　奈良県警察無線電話及び無線自動車等運用規程（昭和44年３月奈良県警察本部訓令第２号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（奈良県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令の一部改正）

12　奈良県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令（昭和44年３月奈良県警察本部訓令第３号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（奈良県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令の一部改正）

13　奈良県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令（昭和62年３月奈良県警察本部訓令第９号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（奈良県警察交通機動隊の運営に関する訓令）

14　奈良県警察交通機動隊の運営に関する訓令（昭和44年３月奈良県警察本部訓令第４号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（奈良県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令の一部改正）

15　奈良県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令（昭和52年１月奈良県警察本部訓令第１号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則　（平成４年９月22日本部訓令第25号）

この訓令は、平成４年９月22日から施行する。

附　則　（平成５年３月15日本部訓令第６号）

この訓令は、平成５年３月17日から施行する。

附　則　（平成６年３月15日本部訓令第５号）

この訓令は、平成６年４月１日から施行する。

附　則　（平成６年３月31日本部訓令第８号）

この訓令は、平成６年４月１日から施行する。

附　則　（平成７年２月24日本部訓令第４号）

この訓令は、平成７年３月３日から施行する。

附　則　（平成７年４月７日本部訓令第12号）

この訓令は、平成７年４月７日から施行する。

附　則　（平成７年12月７日本部訓令第32号）

この訓令は、平成７年12月７日から施行する。

附　則　（平成９年８月28日本部訓令第12号）

この訓令は、平成９年８月28日から施行する。

附　則　（平成10年３月19日本部訓令第７号）

この訓令は、平成10年３月25日から施行する。

附　則　（平成10年11月27日本部訓令第17号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、平成10年12月１日から施行する。

附　則　（平成10年12月25日本部訓令第21号）

この訓令は、平成10年12月25日から施行する。

附　則　（平成11年９月22日本部訓令第18号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、平成11年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の別記様式第５号の用紙で、現に使用中であるものについては、これを平成11年12月31日まで使用することができる。

附　則　（平成12年12月13日本部訓令第25号）

この訓令は、平成13年１月１日から施行する。

附　則　（平成13年３月22日本部訓令第３号）

この訓令は、平成13年３月26日から施行する。〔以下略〕

附　則　（平成13年５月11日本部訓令第８号）

この訓令は、平成13年５月11日から施行する。

附　則　（平成19年５月22日本部訓令第16号）

この訓令は、平成19年５月22日から施行する。

附　則　（平成20年３月31日本部訓令第20号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成20年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の別記様式第３号の用紙で現に残存するものは、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附　則　（平成21年11月11日本部訓令第10号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成21年12月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附　則　（平成22年３月31日本部訓令第10号）

この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

附　則　（平成23年２月15日本部訓令第３号）

この訓令は、平成23年２月26日から施行する。

附　則　（平成23年４月14日本部訓令第10号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成23年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附　則　（平成28年２月19日本部訓令第４号）

この訓令は、平成28年２月29日から施行する。

附　則　（平成29年３月21日本部訓令第６号）

この訓令は、平成29年３月24日から施行する。

附　則　（平成30年３月14日本部訓令第３号）

この訓令は、平成30年３月23日から施行する。

附　則　（平成31年３月29日本部訓令第10号）

この訓令は、平成31年４月１日から施行する。

附　則　（平成31年３月29日本部訓令第11号）

この訓令は、平成31年４月１日から施行する。

附　則　（令和元年９月９日本部訓令第23号）

この訓令は、令和元年10月１日から施行する。

附　則　（令和２年３月10日本部訓令第４号）抄

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則　（令和３年３月23日本部訓令第９号）

この訓令は、令和３年３月26日から施行する。

附　則　（令和４年３月24日本部訓令第６号）

この訓令は、令和４年３月25日から施行する。

附　則　（令和５年３月14日本部訓令第６号）

この訓令は、令和５年３月28日から施行する。

別表（第２条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">勤務制</th><th>職　員　の　範　囲</th><th>勤務時間の割振り</th><th>週　休　日</th></tr>
<tr><td rowspan="4">毎日勤務制</td><td>６週12休制</td><td>警察署に勤務する職員のうち６週間ごとの期間につき７回の割合で当直勤務に従事する職員（交番所長を含み、駐在所に勤務する警察官を除く。）</td><td>６週間ごとの期間につき勤務日を30日とし、１日当たり平均して７時間45分となるように別に定める基準により所属長が定める。</td><td>６週間ごとの期間につき12日を別に定める基準により所属長が定める。</td></tr>
<tr><td>７週14休制</td><td>警察署に勤務する職員のうち７週間ごとの期間につき７回の割合で当直勤務に従事する職員（交番署長を含み、駐在所に勤務する警察官を除く。）</td><td>７週間ごとの勤務につき勤務日を35日とし、１日当たり平均して７時間45分となるように別に定める基準により所属長が定める。</td><td>７週間ごとの期間につき14日を別に定める基準により所属長が定める。</td></tr>
<tr><td>４週８休制</td><td>警察本部に勤務する職員（交替制勤務に従事する者を除く。）及び警察署に勤務する職員で交替制勤務又は当直勤務に従事しないもの</td><td>４週間ごとの期間につき勤務日を20日とし、１日当たり平均して７時間45分となるように別に定める基準により所属長が定める。</td><td rowspan="2">４週間ごとの期間につき８日を所属長が定める。</td></tr>
<tr><td>駐在所勤務制</td><td>駐在所に勤務する警察官</td><td>４週間ごとの期間につき勤務日を20日とし、１日当たり平均して７時間45分となるように所属長が定める。この場合において、所属長は、１週間につき、４時間の夜間警らを指定するものとする。</td></tr>
<tr><td>交替制</td><td>６週12休制</td><td>警察署に勤務する地域警察官（幹部交番及び交番に勤務する警察官を含み、当直勤務に従事する者を除く。）</td><td>６週間ごとの期間につき、１の当番日について午前９時30分から翌日の午前９時30分までの間に15時間30分とする当番日を14回、１日</td><td>６週間ごとの期間につき12日を別に定める基準により所属長が定める。</td></tr>
</table>

			当たり平均して７時間45分とする日勤日を２回の割合で別に定める基準により所属長が定める。ただし、１の当番日に３人以上の警察官が勤務する交番等に勤務する者で所属長が特に指定したものの当番日の勤務時間の割振りについては、午前８時30分から翌日の午前８時30分までの間に15時間30分とする。		
		警務部情報管理課照会センターに勤務する職員	６週間ごとの期間につき、１の当番日について午前８時30分から翌日の午前８時30分までの間に15時間30分とする当番日を14回、１日当たり７時間45分とする日勤日を２回の割合で別に定める基準により所属長が定める。		
		生活安全部人身安全対策課初動支援第一係、初動支援第二係及び初動支援第三係に勤務する警察官			
		生活安全部地域課自動車警ら隊に勤務する警察官			
		生活安全部通信指令課に勤務する警察官			
		刑事部鑑識課機動鑑識			

		班に勤務する警察官		
		刑事部機動捜査隊に勤務する警察官		
		交通部交通指導課交通捜査支援係に勤務する警察官		
		交通部高速道路交通警察隊に勤務する警察官		
		警察署留置管理係看守勤務員として勤務する警察官		
		刑事部捜査第一課検視官室に勤務する警察官	６週間ごとの期間につき、１の当番日について午前７時00分から翌日の午前７時00分までの間に15時間30分とする当番日を14回、１日当たり７時間45分とする日勤日を２回の割合で別に定める基準により所属長が定める。	

備考　警察署に勤務する職員のうち当直長として当直勤務に従事させる職員を本表に定める割合以外の割合で当直勤務に従事させる必要があるときは、当該職員の勤務時間の割振り及び週休日について警務部警務課長と協議するものとする。

別記様式第1号(第6条関係)

所属	氏名

代　休　日　指　定　簿

所属長	勤務を命じた休日及び当該休日の全勤務時間	勤務時間数	代休日及び当該代休日の正規の勤務時間	備　考

別記様式第2号(第7条関係)

所属	氏名

週　休　日　振　替　簿

所属長	勤務することを命ずる日 (勤務時間・休憩時間)	勤務することを命ずることとなった日の勤務の内容	週休日に変更した日又は4時間の勤務時間を割り振らない日 (割振り変更後の勤務時間)	備　考

別記様式第3号（第8条関係）

超過勤務、夜間勤務及び休日勤務命令簿

年　　月

所属		階級等		氏名	

所属長	勤務管理責任者	勤務管理補助者	日	勤務命令時間	勤務の区分																					従事事務の内容
					超過勤務																		夜間勤務	休日勤務		
					100分の25の部分	100分の50の部分	＋50 (0)	＋25 (25)	100分の100の部分	100分の125の部分	100分の135の部分	100分の150の部分	60H前	＋50 (100)	＋25 (125)	＋15 (135)	100分の160の部分	100分の170の部分	＋50 (125)	＋25 (150)	＋15 (160)	計		100分の135の部分	100分の150の部分	
			計																							

月60時間を越える超過勤務時間数					
＋50		＋25		＋15	

⇨

超勤代休時間として指定可能な時間数					
＋50		＋25		＋15	

別記様式第４号（第８条関係）

呼　出　勤　務　命　令　簿

<table>
<tr><td colspan="2">所　　属　　長</td><td>勤務管理責任者</td><td>勤務管理補助者</td><td>取　　扱　　者</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>呼出日時</td><td colspan="4">年　　月　　日（　　曜日）午前
午後　　時　　分</td></tr>
<tr><td>理　　由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">勤務時間
及び従事
者　氏　名</td><td>勤務時間</td><td colspan="3">従　　事　　者　　氏　　名</td></tr>
<tr><td>自　時　分
至　時　分</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>自　時　分
至　時　分</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>自　時　分
至　時　分</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>自　時　分
至　時　分</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>自　時　分
至　時　分</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>自　時　分
至　時　分</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>自　時　分
至　時　分</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考　勤務管理補助者欄は、従事者の勤務状況を管理する全ての勤務管理補助者が押印すること。

別記様式第５号（第９条関係）

所属長	勤務管理責任者	勤務管理補助者

超過勤務代休時間指定簿

所属

階級等

氏名

超過勤務代休時間を指定する日、当該超過勤務代休時間を指定する日の正規の勤務時間、当該超過勤務代休時間を指定する時間等

・　超過勤務代休時間を指定する日

・　超過勤務代休時間を指定する日の正規の勤務時間

・　当該超過勤務代休時間を指定する時間

（　　月　）

□　４時間
□　７時間45分
□　　時間　分
年次有給休暇※に連続して指定する場合

指定に代えようとする超過勤務の時間数	勤務時間規則第９条の３第２項		
	第１号 第３号	第２号 第４号	第５号
換　算　率	×25／100	×50／100	×15／100

※　年次有給休暇の時間

（　　）

別記様式第6号（第11条関係）

年

勤務整理簿	整理上の記号														所属 階級等 氏名
		ネ	年次休暇	休	休日	4H勤変更	4時間の勤務時間の割振りを変更することとなる勤務日	ソ	早退	停	停職				
		ト	特別休暇	週休	週休日	代	休日代休日	兼	兼務	休職	休職				
		カ	介護休暇	振替日	週休日に変更される勤務日	欠	欠勤	出	出張						
		非	非番	4H勤	週休日に4時間の勤務時間の割振りを命ずる必要のある日	チ	遅刻	免	職免						

日 月	1 16	2 17	3 18	4 19	5 20	6 21	7 22	8 23	9 24	10 25	11 26	12 27	13 28	14 29	15 30	31	備考